

序 文

1. 大気生活環境保全上の課題としての良好な「照明環境」の実現

(屋外照明の社会的意義)

自然光による視認条件が悪くなる夜間においては、人間が社会活動を営む上で、それぞれの目的をもって、屋外照明を適正に使用することが不可欠である。

(照明の社会的目的)

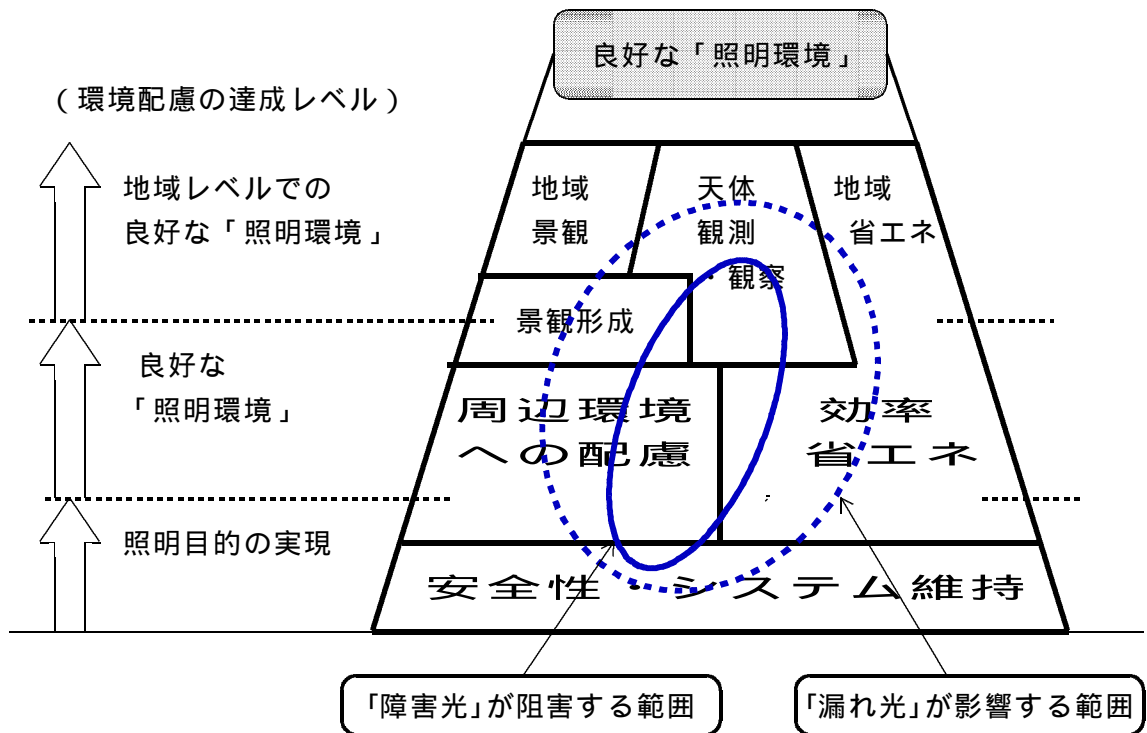
屋外照明使用の社会目的としては、

- ・ (屋外において) 人間が安全で、効率良く活動することを助ける
- ・ (昼間を含めた) 各種社会システムの円滑な維持を可能にする
- ・ (昼間を含めた) 効率的な経済活動を助ける

ことなどが挙げられる。これらの目的を踏まえた上で、より環境への負荷の少ない照明の普及が望まれる。

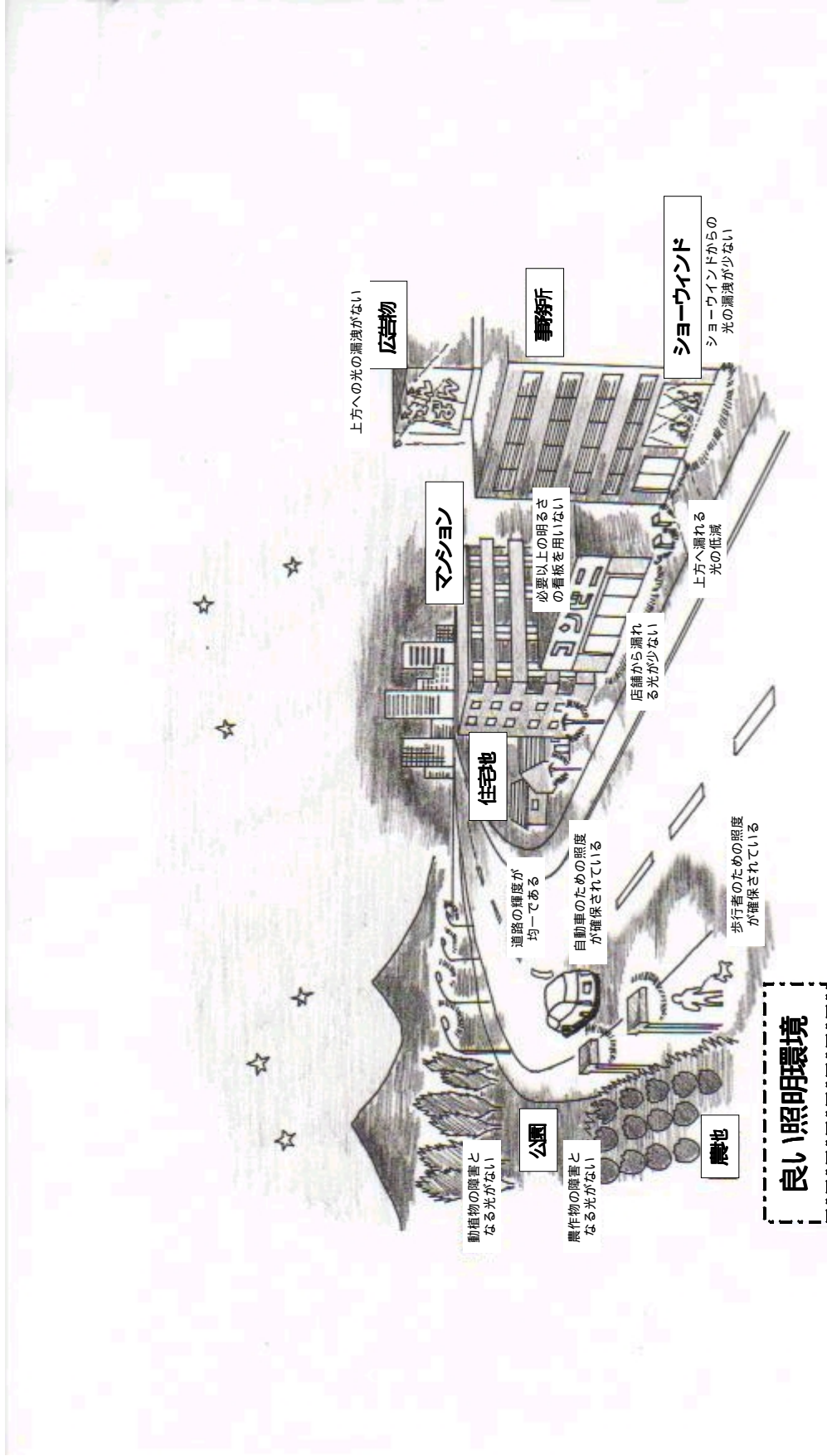
(良好な「照明環境」)

これらの目的に基づき、周囲の状況(社会的状況、自然環境)に即して、快適かつ効率的で適切な照明が行われるとともに、照明による適切な景観が形成されることによって、「星がよく見える」ことを始めとした、地域における良好な「照明環境」が実現されることが望まれる。

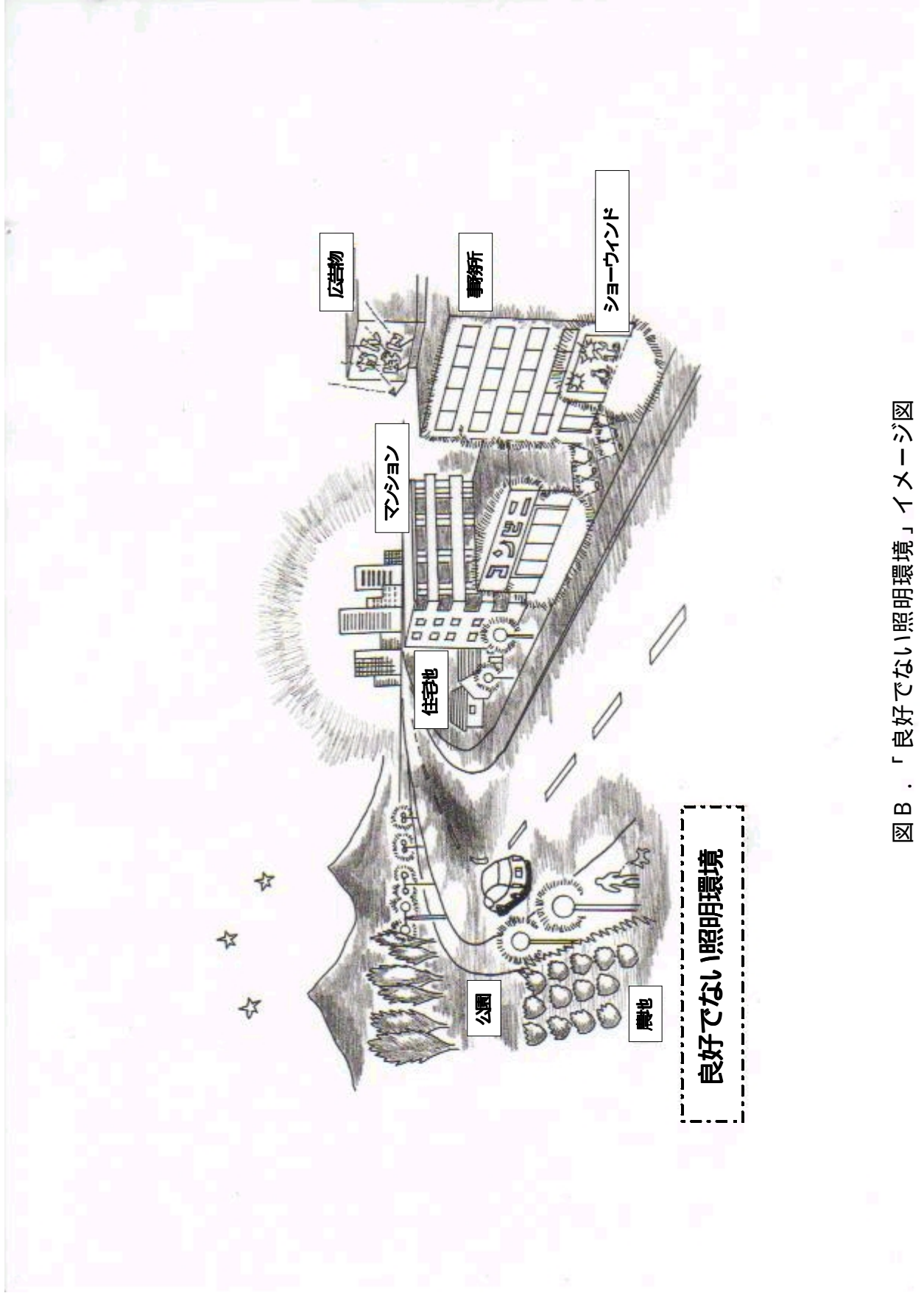


- ・ 「漏れ光」とは、照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるものをいう。
- ・ 「障害光」とは、漏れ光の内、光の量若しくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光をいう。

図 良好な「照明環境」のイメージ



図A. 「良好な照明環境」イメージ図



図B. 「良好でない照明環境」イメージ図

(大気生活環境保全上の課題)

大気生活環境保全上の課題として、良好な「照明環境」が実現されるためには、照明システム（器具、設備）及び関連技術が改善されるとともに、屋外照明使用に係わる技術普及とその枠組みが整備されることが望まれる。

2 . 地球温暖化対策

効率的な照明使用は、地球温暖化対策にも資することから、他分野との関連（産業、交通の効率を阻害しないこと）も考慮しつつ、適切な問題の認識とその改善のための対策が必要であり、これは地域における良好な「照明環境」の実現のための取組においても重要な位置を占めるものである。

3 . 啓発

(問題認識)

良好な「照明環境」の実現及び地球温暖化対策の推進に向けて、関係者は適切な課題の把握を行い、取組の必要性を広く啓発することが必要である。

(国民の責務)

これを受けて、われわれ一人ひとり、それぞれの立場において、適切で効率的な屋外照明の使用とそのため努力を行わなければならない。

4 . ガイドラインの目的

本ガイドラインは、屋外照明にかかわる大気生活環境保全上の問題に対して、

良好な「照明環境」実現のための取組み

地球温暖化対策の推進

上記 及び に関する啓発

の観点から、行政、製品の供給者、照明設計者、照明設置者、照明使用者並びに地域住民が取り組むべき課題を抽出するとともに、技術的・制度的対策のあり方を提案するものである。